

平成31年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年3月7日（木）13時30分から14時32分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員（19名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	3番 公文 久郎
委員	5番 森安 正
	1番 三谷 富重
	2番 大岸 高晴
	4番 三木 克司
	6番 水田 義郎
	7番 上島 陽子
	8番 岡田 修一
	9番 村田 正博
	10番 宗石 和彦
	11番 横山 実男
	12番 西岡 久
	13番 堤 昭雄
	14番 西村 広幸
	15番 小松 和啓
	16番 門脇 節夫
	17番 山崎 彰
	19番 小松 源一

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号	農地法第4条の規定による届出について（報告）
第5号	農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号	香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号	香美市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）
第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	和田 小百合
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議長

開会（13時28分）

皆さん、こんにちは。予定の時間よりちょっと早いかもわかりませんが、予定の全員の方がご出席いただいておりますので、本日の会を進めていきたいと思います。段々暖かくなりまして、3月はですね、非常に暖かいという予報が出ておりますけれども、予報どおりに暖かい日が続いておりまして、皆さん方お忙しい中をこうしてご出席いただきまして有難うございました。早いもんですね、新しい新制度になりますて3年間、いよいよ今日が最後の会ということになって参りました。4月からはですね、また新しい体制で進めていくようになるわけですけども、今期を持ちまして退任をされます皆さん方にはですね、大変ご苦労されました、また本当に有難うございました。新制度になつて、私たちも何もわからんような中でスタートしながらですね、香美市が高知

県では1番早く新制度になったということもあります、よその市町村から色々と問い合わせがあつたりして事務局の方も大変お忙しかったと思います。四万十町が昨年度最後の方にですね、最後の新制度に移行されですね、高知県全部新制度になったわけですけども、早いもんで、4月からはですね、新しい制度でまた出発をするようなことになってまいりました。今度引き続いで委員さん、推進委員さん、それぞれやって頂ける方につきましては、また今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。後、日程的なこともありますね、報告があろうかと思いますので、その時に事務局より説明をさせて頂きたいと思います。

それでは本日の会を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。早速ですが、会に入ります前にですね、議案の方に訂正がありますのでまた事務局にお願いしたいと思いますが。本日の議事録の署名につきましては三谷委員、そして三木委員にお願いを致しますのでよろしくお願ひを致します。尚、欠席という報告があつておりませんのでご報告致しておきたいと思います。以上ですので事務局より訂正箇所をご指摘頂きまして会に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局

すいません、それでは1ページ、の、申請番号3番の備考欄の資料3の次に1,621.621円とあります、千の所がピリオドになってましてカンマに変更お願ひします。1.621となっているところを1,621ですので、点になっているところをカンマに直していただきたいです。次に6ページ、申請番号2番の所在の一番上の土佐山田町下ノ村字石川與衛門古屋式廻となってましてカタカナのリが最後に抜かってますので記載をお願い致します。以上です。

議長

解りました。会の中でもお聞きを頂いても結構ですのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは議案第1号農地法第3条の規定による基本的な説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町京田字上久保213番、地目は田、面積は158m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は12,287.17m²、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式264番口、地目は田、面積は747m²、外4筆、計5筆で合計1,983m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は8,086.61m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は2で10a当り500,000円で総額991,500円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字喜代作屋式217番1、地目は畠、面積は185m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は8,057m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は3で10a当り1,621,621円で総額300,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町影山字カヂカブ335番、地目は田、面積は909m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は16,060.61m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は4で10a当り55,005円で総額50,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野字上スガイ1752

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字平ラ1575番、地目は田、面積は115m²、外1筆、計2筆で合計273m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は4,267.31m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は6で10a当たり300,000円で総額81,900円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断しております。以上です。

議長 はい、以上で説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、議案第1号農地法第3条による許可申請ですが、何かご質問はありますか。

事務局 補足を。補足説明をさせて頂きます。資料3の2を見て頂きたいです。写真を見て頂くと一部譲渡人が駐車スペースのために砂利を敷いている部分があります。譲受人からは車1台分の駐車スペースを残して残りは農地に戻すということで復旧計画が提示されております。以上です。

議長 はい、補足説明までありましたので皆さん方よりご質問があれば、お答え頂きますが何かありませんかね。

格段無いようですが、私も資料を届いた時から見せて頂きましたが、先ほど補足説明があった案件ですが、農地として一応買われるなんありますので、三年三作どうしてもしてもらわなきかんという思いはありますし、それから駐車スペースを残してという話もあつたけれどもそれは許可にできんじやないろうかという思いもします。ほんでそら農業委員さんの中ですね、かまんとかいといとかいう話になれば別ですけれども、一応こうして3条で売買をされるんであればですね、三年三作は必要性が伴ってきますので、一応砂利を敷いちゃったとしてもですね、どういいますか、畑にして耕作をするという目的で3条で購入をされるがですので、三年三作の必要性が伴ってくるというふうに思いますので、駐車スペースを残してというふうなことについて文言を入れるわけにいかんじやないかというふうに思いますので協議を頂きたいと思います。その前のページの航空写真ではですね、車が1台止まっちゃうスペースが見えるわけですけれどもちよつと私も気になっておりましたので、そのことを今日ちょっと確認をせないかんというような思いがしました。

文言は入れちゅう、駐車スペース言うて、それは・・・。

事務局 農地に来たときにですね、車としても止める必要があるのでその部分は駐車スペースとして残して、残りは石を取り除いて、それをたたくということで計画してくれていますが、全部戻すことは可能かとは思いますが、今のところは車のところがないんでそこはどうしても必要になってくると思いますのでその車を置くスペースをどのようにとらえるかというところになってくると思います。

議長 委員会で協議した内容としてはですね、すべて一応畠にしてですね、三年三作はして頂いて、その後駐車場にしたいということであればですね、申請をして頂いて委員会で協議するということにする、一応するのは筋が通りますんで

そこのところはですね、口頭での約束とかということがあるかもわかりませんけれども駐車スペースを残すというのはそういう文面が残るということはどうもまずいんじゃないろうかという判断を私はします。

そういうことも書かずにですね、勝手に止めるということになれば、それはいたしかたないかもわかりませんけれども最初からですね駐車スペースを残して後は畠に復帰をするということの文言は入れん方がいいんじゃないかなと思います。

入れちゅうのは相談の上?

事務局 行政書士からその来た時に車を置くスペースは、いるってことは聞いています。

議長 行政書士さんにその文言は入れずにして欲しいということをお願いをして欲しいです。

事務局 復旧計画を認めるか全部の復旧計画を認めるか、それか一回農地に戻してから売買するかっていうことになると思います。

議長 けどたぶんその復旧計画というか農地に返して売買することですね、その時に駐車場スペースを残すと、1台残してということの文言は入れて欲しくないということです。ほんで全てを一応農地に戻して売買をすると、そこまでご理解を頂きたい。この件については格段そういう方向で問題ないと思いますが、どうでしょう。

――異議なし――

議長 はい。他に何かありませんかね。もうひとつ。資料6の1の下段。あの、黄色で、これ分筆をしたがです。前からこういうふうな切図になっちゃうがですよ。この2番の広い農地を斜めに切っちゃうね。変な形に。これけんどま、作りゅう人は1筆で作りゅうがやないがです。航空写真見ると。あのこの近くで誰かこの土地知っちゃう人おりません。

推進委員 あ。

議長 はいはい、どうぞ、かまいません。

推進委員 この土地ね、今度買われた[]さんがもう10何年前からたぶん作ってるんです。

議長 はい、はい。

推進委員 それで自分の記憶にあるのはもうこの状態なんですが。

議長 この状態とは1筆の状態よね。

推進委員 そう。

議長 2筆にこう別れちゅうわけじゃないがよね。

推進委員 うん。ただ、この[]さんという方が借金を作った時のたぶんそれで買われて登記をしてなかつたということを聞いてます。

議長	あの、昔のこう切図を見ますと、こういうラインじゃないけどやっぱり2筆になつてますね。そういうことか。はいはい。解りました。ほんで今度はこれを分筆するいうたらおかしいけれども筆をちゃんときつとして売買をする、ということやないろうか。
事務局	そうです。はい。同じ人が買うということです。
議長	解りました。大きい面積の人が小さい面積の方も一緒に買うということですので1筆で作られるということで、はい、解りました。了解です。他に何かありませんか。格段無いようですので議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いを致します。
————全員挙手————	
議長	はい、どうも、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いをしたいと思います。
事務局	<p>はい、議案第2号非農地証明願いについて説明致します。</p> <p>1番、申請地は土佐山田町山田字若宮ノ西1474番3、地目は田、面積は238m²、利用状況は宅地の一部、申請人、[REDACTED] [REDACTED]、非農地化した理由は、当該申請地は、20年近く前から耕作放棄地であり、農地としての利用ではなく、現状のように宅地として利用されていた。現在、所有者の1人である[REDACTED]は施設に入所しており、戻る予定はなく、空き家状態となっている。なお、共有者である[REDACTED]は県外在住で戻る予定はない。調査員は西村委員で資料は7です。</p> <p>2番、申請地は香北町永野字中西道野南1920番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は124m²、外1筆、計2筆で合計355m²、利用状況は農業用倉庫の敷地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]、非農地化した理由は1920番1の土地は昭和50年頃農業用倉庫を建築し、敷地として利用している。2106番3は、昭和40年頃タクシー車庫を建築し、現在は農業用倉庫敷地として使用している。調査員は小野川推進委員で資料は8です。</p> <p>3番、申請地は香北町五百蔵字岡田ヤシキ840番1、地目は畠、農振区分は農用地、面積は51m²、利用状況は駐車場、申請人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、平成5年より駐車場として利用し始め、現在に至る。調査員は門脇委員で資料は9です。</p> <p>4番、申請地は香北町美良布字堂常1689番、地目は畠、農振区分は農用地、面積は39m²、外18筆、計19筆で合計3,317m²、利用状況は山林、原野、申請人、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]、非農地化した理由は本申請地のうち、香北町永野カリヤダ7番3については、大正時代から公衆用道路の一部となっている。同町永野字大東1788番1、1788番2、1790については20年近く、耕作放棄地となっており、荒廃した状態である。その他の申請地についても、20年以上山林状態となっている。調査員は小野川推進委員で資料は10です。</p> <p>5番、申請地は香北町永瀬字出雲ノ上94番2、地目は畠、面積は4,251m²、外2筆、計3筆で合計5,979m²、利用状況は宅地、雑種地、申請人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は昭和50年4月10日から自動車の免許を取得するための練習場として使用していたが、現在は荒地となっている。調査員は宗石委員で資料は11です。</p> <p>以上です。</p>

議長	以上説明が終わりましたので順次調査委員より説明をお願いをしたいと思いますので、西村委員お願いします。
委員（14番）	この土地は資料7を見ていただいて、これは楠日病院をずっと南へ300mくらい南へ行ったところの原の東部落でこの黄色の枠で囲んでいる北というか②番の矢印の方の家がその持ち主の■さんの家で、その南にある地目は田で現在荒れてまして昔は牛小屋とかあって、もうつぶれた、つぶれかけた状態でもう人もおりませんので、問題は、隣接地の印ももらってるそうですので問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。すいません。2番小野川委員すみませんが、よろしくお願ひします。
推進委員 (14番)	通し番号2番説明いたします。資料8をご覧ください。それと地図の面もちょっと見ていただきたいんですけど、地図で道路があるのは県道久保大宮線です。その左の端にちょっとコミュニケーションセンターというのが、これ永野コミュニケーションセンターがここにあります。その南側には白寿荘があります。その東側が2106-3の場所です。その説明はここに書いてあるとおりですので省かせていただきます。それと1920-1は、それを猪野々の方へ行きよって、永野の途中で、永野の住宅で、北組に入る道がありますが、その途中にある、1920-1のところを非農地としてお願ひしたいということです。以上です。
議長	はい、すいません、3番門脇委員さんかね。
委員（16番）	はい。通し番号3番ですが、これは五百蔵地区で五百蔵の少し東の方になりますして、谷部落で山の手方向へ入ったところの数件家があるところです。備考欄にも書いてあるように、家の前に少し小さな車が止まるくらいの畑があるんですが、それを駐車場として使うようにしております。今現在車を止めております。周囲も関係がない道路の側ですので適當かと思います。以上です。
議長	はい、すみません、4番小野川委員さん、すみません。
推進委員 (14番)	はい、説明と、ちょっと資料10-3を見ていただきたいんですけど。7-3ですけど。一番最後の非農地のやつです。そこは前の県道から北へ双葉保育園があります。その道路上で道路として使われていた所が残っていたと。現況は道路です。ごめんなさい、その説明、あの、写真はですね、10-4の状態になっています。ところが、道路ということになります。そこを非農地にお願いしたいと思います。他についてはたくさんありますけど。
	1700、ま説明通りに、1790については20年前から放棄地になつてた、山林状態になつてたと。他についても全て、永野のゆのマトヲ谷といいますけど、永野の上側の、永野の水路の東へ落としちゅうところです。資料10-9を見ていただきたいんですけど。永野水路の水源地への道のところで、昔大災害が起こつたところで、昔この人のひじいさんが永野、在所村の当時、温州みかんを奨励していまして、温州みかんを作つたけど、後は放置状態で、山林は木をくぬぎとか色々植えてありますけど非農地の状態にあります。その他にも上の方にもずっとありますけど、それも全て、もう永野から出て行って50年以上経っている状態で、ひ孫がこういう申請を今してきている状態ですが、全て非農地として、周囲の同意もあり、問題はないと思います。
議長	はい、解りました。ありがとうございました。 あの、ひょっと、地域の人で、■さんという人はですね、■さん、何

	年ほど前に [] の方に出ておられるか解りませんか。もともとはこっちの人ですよね。
推進委員 (14番)	え、 []さんは息子の孫の嫁でありましてこっちの人ではないんです。子供がもうすでに50年ぐらい前に永野を外れていました。
議長	はい、解りました。ほいたら誰も後を作らずにずっともうまあ林になってきたという状況ですかよね。
推進委員 (14番)	はい、そうです。
議長	はい、解りました、はい。そういう状況らしいですので補足説明まで一応説明をさせていただきました。ただ今よりこの件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はないですか。公文さん。
委員(3番)	あの、資料の10-6の墓地があると思いますが、これはどういうわけですかね。何か出でております。墓がいっぱいあります。
委員(14番)	墓は作ってないです。墓から下です。
委員(3番)	あ、下かえ、ん、けど。上の。
委員(14番)	あ、そうか。
議長	写真の資料の10-5のページの黄色枠のですね、墓が見えります。
委員(3番)	5も4もやお。
議長	4は、左のこの。
委員(3番)	点線の方。
議長	どちらも、けんど非農地で出してないということよね。墓を立てる時にようするにそのまんまで墓を。
事務局	許可を取ってる可能性はあります。それはちょっと調べてみます。
議長	ほんで今度の場合には墓も含めて非農地という扱いになつて、その後についてはひよっと周辺にですね、お墓が増える可能性もでてくるわけよね。
	墓のことは何も調うてないがですよね。この申請にはね。そういう場合は、何もまあ、どういうたらえい、非農地の中に墓があるとかそういうことは明記が必要ないですか。受付けるだけ。
委員(3番)	これけんど山林として非農地をかけちゅうんじゃお。
事務局	非農地証明はあくまで現況が農地でないことを証明するものであつて、それを登記する際にはですね、墓の部分とかは分筆とかする必要が出てくるとは思いますけど、どこまで墓として登記官が判断するかになつてくるかと思いますが、農業委員会としては農地でないということが証明できるのであれば非農地といふ。
委員(3番)	許可なしに墓を作つておいて、ほんで年数が経つてから15年というのが…

	一般的なあれですが、それやつたら非農地で出したらそれで許可が出るわけですか。
議長	非農地になつた土地に墓がある場合には改めて、その、どういうたらえいか墓の申請は必要性は出てくると思いますけれども、しない人も当然おるろうね。そのまんまになる人も。
事務局	すみません、ちょっと、補足を。今回ですね、この[]さんところの1部1筆がですね、117名の共有がありまして、それで大正時代の方です。この[]さんという方だけが一人、なんとか相続してですね、それで今回この人が代表で申請をしてます。通常は非農地証明もですね、香美市の扱いでは同意をとるか連名での申請というので行って頂いたんですけども、今回はこういう申請がありまして、扱いについてちょっと確認をしてたところ非農地証明とかですね、例えば、非農地証明がでれば、これを法務局で例えば地目を変える際にはその申請者、共有の一人の申請で行うことができます。これは保存行為という民法252条のただし書きだったか、それでできることができるそうです。それで農業会議の方にも問い合わせたところ南国市は香美市と同じ取り扱いをしておりますが、高知市についてはもうすでにそういったそういう保存行為ということで共有者一人の申請で許可を出しているということです。法律的には全然出すことは問題ないということです。証明というのは農業委員会が資料10-19に添付しています取扱要領をですね、平成18年の第一回の総会で決定をしておりますのでその裁量は農業委員会の方にあると思いますので、この申請、今回事情を考慮して単独での申請を認めて構わないかというところを一応諮っていただけたらと思います。
	それで先ほどの公文委員さんからの質問のところですが、資料10-19に取り扱い要領を載せておりますが、そちらの第4にですね、証明の判断基準というのが載ってまして、ここが通常ですね、皆さんに行えるのが(4)のところです。昭和27年10月21日以降人為的に転用した土地で、転用事実行為から15年以上平穀無事に経過しており、農政上も特に支障がないと認められる土地については行うことができる。ということで、今回先ほどの[]さんの申請というのもこここの基準にあてはめて申請がきている、ということになります。以上です。
議長	それを考えると墓があつてもなくっても格段問題はないということにあたると、そういうことで理解いただけますかね。
委員(15番)	ちょっと、すいません。
議長	はい。
委員(15番)	あの、図面の資料の10-3というところを見てもらうと
議長	10-3? 10-3?
委員(15番)	うん、10-3。
議長	写真で?
委員(15番)	そうそう写真でね、これはあの双葉保育園、それから大西農園、これ永野の方ですかね、ここまで上の土地の所在地が香美市香北町美良布字堂常になりますけど、これちょっと場所違うちやあせんろうか。

議長	住所が。
委員(15番)	うん、堂上ていうのは美良布の方にあるけんど、永野にはないはずじや。
議長	10-1からすいません。
委員(15番)	どこかちょっと入りくんじやあせんろうか。
事務局	すいません、資料の作成上ですね、この美良布の堂常の外にですね、永野が含まれているということになってましてちょっとわかりにくかつて申し訳ないです、申請が一枚で美良布と永野と同じ申請で出てきてまして、ちょっとその扱いにちょっと、すみません。わかりにくかったと思います。
委員(15番)	はい、解りました。
議長	ほんならこのほら、案件の中の4ページ。うん、うん、ほんならこの中のさつき小松さんから指摘があったこの土地というのはどれにあたるが。香北町永野字カリヤダにあたるが。
事務局	そうです。
議長	そういうことで間違いない。はい。それが田で16m ² 。これがあの、公衆用道路になっちゅうということでえいがですね。そういうことですので、すいません、写真の10-4の地番につきましてはですね、所在が香北町永野字カリヤダの土地ということで面積が16m ² ということになりますんで、写真の上の端の文書はですね他18筆になってますんで、その内のどれかわからんということで。
委員(15番)	はいはい解りました。
議長	特定をすればここですので、そういうことでお願いをしたいと思います。小松さんかまんかね。
委員(15番)	はい、解りました。
議長	えーとすいません、それでは他に何か非農地証明願いについてのご質問はありませんか。格段無いようですので採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
――異議なし――	
議長	はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして申請のとおり許可することについて賛成の方の挙手をお願いします。
――全員挙手――	
議長	はい、全員賛成です。ありがとうございました。 続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いをします。
事務局	報告第3号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ南887番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は507m²、外1筆、計2筆で合計2,698m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに平成31年1月22日、解約理由は病気などで労力不足のためです。

2番、申請地は土佐山田町下ノ村字石川與衛門古屋式廻り141番、地目は畠、農振区分は農用地、面積は439m²、外8筆、計9筆で合計6,505m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに平成31年1月29日、解約理由は借り手変更です。

3番、申請地は香北町吉野字尾崎74番、地目は田、農振区分は農用地、面積は390m²、外4筆、計5筆で合計1,453m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに平成31年2月8日、解約理由は相続で所有者変更のためです。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので議案第3号につきまして皆様方から質疑を行いたいと思います、何かご質問ありませんかね。格段無いようですのでこの件につきましては報告のみとさせていただきたいと思いますが、ご理解いただけますかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第4号農地法第4条の規定による届出の報告についての説明をお願いをいたします。

事務局 報告第4号農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町栄町120番、地目は田、面積は99m²、申請者、[REDACTED]、[REDACTED] 転用目的は駐車場、資料は12で調査員は事務局の公文です。

以上です。

議長 1件のみですが、説明がありました。この件につきましてご質問はありませんか。格段無いですかね。格段無いようですのでこの件につきましても報告のみとさせていただいてけっこうですかね。

はい、それでは続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告につきまして説明をお願いをします。

事務局 報告第5号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字岡ノ神母818番1、地目は畠、面積は177m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造瓦葺き2階建て住宅1棟、資料は13で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗目殿丸436番5、地目は畠、面積は257m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は住宅1棟、資料は14で調査員は事務局公文です。以上です。

議長 はい、あの説明終わりましたが、この件につきまして皆様方から何かご質問

事務局

ありませんかね。両方とも市街化区域内の残っておった農地として残っておったものをですね、宅地にして家を建設されるということであってですね、市街化区域内のことですので、問題はないかと思いますが、何かご質問はありませんか。格段無いようですので、この件につきましても報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問でありますが説明をお願いします。

議案第6号 経営基盤強化促進法農用地集積計画について補足説明をします。

議案書のほうは10ページから、貸借による利用権設定についての説明です。

1番は、高知県農業公社による中間管理権による貸借事業となります。

資料15のとおりで、土佐山田町林田の農地を高知県農業公社が購入した後、[REDACTED]が契約することになっています。

2番は、再設定になります。貸付人の方が相続人に変わります。土佐山田町宮の口の農地、3筆を、[REDACTED]の方が借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年になります。

3番は、再設定で土佐山田町宮の口の農地を、2番と同じ[REDACTED]の方が借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

12ページになりますし、4番は、新規設定で土佐山田町の農地を、[REDACTED]の方が借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

5番は、再設定で土佐山田町神通寺の農地を、[REDACTED]が借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は10年になります。

13ページになります。

6番は、再設定で土佐山田町京田の農地2筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

7番は、再設定で、土佐山田町大後入の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年になります。

続いて14ページになります。

8番は、再設定で土佐山田町宮の口の農地2筆を、[REDACTED]の方が借り受け、二条大麦を栽培します。賃借権で期間は3年です。

9番は、新規設定になります。土佐山田町の農地を、[REDACTED]の方が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

15ページになります。

10番は、新規設定で香北町有瀬の農地9筆を、[REDACTED]さんが借り受け、桃、柚子、お茶、芋、文旦を栽培します。使用貸借権で期間は5年になります。

16ページになります。

11番は、新規設定で香北町美良布の農地6筆を、[REDACTED]さんが借り受け、ニラと水稻、野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

17ページになります。

12番は、新規設定で香北町谷相の農地13筆を、[REDACTED]の方が借り受け、水稻とニラを栽培します。使用貸借権で期間は10年になります。

続いて18ページ。

13番は、新規設定で香北町谷相の農地2筆を、12番と同じ[REDACTED]の方が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は3年です。

14番は、新規設定で香北町美良布の農地4筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は2年になります。

19ページになります。

15番は、新規設定で香北町永野の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、やっこねぎを栽培します。賃借権で期間は15年です。

16番は、新規設定で香北町吉野の農地4筆を、[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で期間は10年になります。

最後20ページです。

17番は、再設定で香北町永野の農地2筆を、[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で期間は5年になります。以上です。

議長 以上で説明を終わりましたが、関係をする議員さんがおいでますので、すいません、先に[REDACTED]くんの件について先に審議したいと思いますので。

-----[REDACTED]委員退席-----

議長 12ページの5番に[REDACTED]くん、[REDACTED]くんの案件が出ておりますので、この件につきまして皆様よりご質問をいただき、また採決に入りたいと思いますのですいませんが、何かご質問ありませんか。格段ないようですのでこの件につきましてご承認の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

-----[REDACTED]委員着席-----

議長 続きまして[REDACTED]さんの件が

事務局 16、19ページ

議長 16。16ページの11番。これ違うろ。[REDACTED]さん。違うろ。親子。親子。あ。あ。親子の場合どうなる。

事務局 世帯別ですよね。

委員(1番) 別。

事務局 世帯別、全然かまいません。

議長 同居じゃなかつたら。はい、解りました。すみません。[REDACTED]さんの件につきまして審議をしたいと思いますので[REDACTED]さんすいませんがちょっと退席お願いします。

-----[REDACTED]委員退席-----

議長 すいません、15番の[REDACTED]さんの件につきまして、採決を先したいと思いますが、皆さん方から何かご質問等がありましたらお受けしたいと思います。すいません、格段ありませんかね。格段ないようですのでこの件につきまして、15番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成ですので、ありがとうございました。
それぞれお二人の関係につきましては全員賛成を頂きましたのでご報告しておきます。

——委員着席——

議長 続きまして全体につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが何かご質問はありませんかね。今回はちょっと案件が多くあったようにも思いますがそれぞれ貸し借りができるんですね、有効に利用されることは非常にありがたいことやとは思いますが、何かご質問はありませんか。

格段ないようでしたらですね、議案第6号香美市農用地利用集積計画について、諮問であります。原案の通り賛成の方の挙手をお願いをしたいと思います。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

続きまして議案第7号、香美市農業振興地域整備計画の変更につきまして諮問でありますがこの説明をお願いを致します。

事務局 はい、諮問第7号農業振興地域整備計画の変更について、説明します。農業振興地域整備計画の変更の事務につきましては市長局の方から農業委員会が事務委任を受けましてやっておるものでして、香美市からの農業委員会への諮問ということでありましたので今回議案の方にあがっております。この申請については、今年の1月15日締めで締めた分の案件になります。

それでは、初めにですね、今日追加資料で資料の32-4、と5、を添付しますが、先にそちらをご覧頂きたいです。香美市の地図が入ったものと、ですが。解りますでしょうか。あの地図とですね農業振興地域の整備に関する法律の抜粋といった資料になります。ついてない方おいでですか。大丈夫ですかね。それではあの、先にですね地図の方を見ていただきたいです。

ちょっとあの小さすぎて見にくいんですけども、一番外の枠は香美市の範囲で、その次に太い線でふたるのが農業振興地域ということになります。その地域の中にちょっとあの黄色っぽくですね、色がついてるのが農用地に指定をされている範囲になります。農業振興地域からへの編入というのはこの太線の中で囲まれている中に農用地を指定をすることと、で、除外というのは農用地を外すこと。軽微な変更というのは農用地を農業用施設などのものに変更すること、ということになります。その計画変更を行う、ということになります。

次にもう1枚の資料32-5の方ですが、農業振興地域の整備に関する法律ということで農業振興地域整備計画の基準ということがここに書かれております。どういったものが農用地に指定されるのかというところですが、ちょっと上から順にちょっと読んでみます。

第十条の3、市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、次に掲げるものということで、それが1から5まであります。

で、1番は集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの。これおおむね10ヘクタール以上ということになります。

2番は土地改良法の事業で区画整理とか水路の施設が整えられている地域にある土地となります。3番はその土地改良法に掲げる土地のほか保全又は利用上必要な施設の用に供される、付随する土地というようなことになります。4番はとばしてですね。5番は前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地となっております。農用地に該当するかどうかというのはこういったものが基準ということになっております。それでは各申請の説明のほうに移りたいと思います。まず議案書21ページの編入から説明を行います。編入は1件ですが。

編入の1番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町白川字西久保2013、地目は田、外1筆、合計面積5,333m²、編入要件の該当条項は、農振法第10条第3項第5号、資料は32です。申請者は、中山間直接支払制度への参加を希望しており、今回の申請をされております。今回の編入については先ほど説明しました基準の5号に該当すると判断しています。

次に軽微な変更について説明します。

1番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町字西野溝ノ南938番、地目は田、面積は492m²の内305.90m²、用途区分は、農業用施設用地、隣地所有者の同意はあり、市街化調整区域となります。

資料33をご覧ください。申請者は、現在夫婦で農業経営をしていますが、長男及び長女夫婦が経営に参加することになり、経営規模を拡大するため、農業用倉庫を建築する計画です。倉庫内では、農機具の保管、農作物の選別、包装、積込み作業及び経営事務等を行う予定です。また、2名程度のパートを雇用予定です。

2番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町植字西クレトリ1364番、地目は田、面積は3,648m²の内198m²、用途区分は、農業用施設用地、隣地所有者の同意はあり、市街化調整区域となります。

資料34をご覧ください。申請者は、申請地にハウスを新設するにあたり、作業の効率性、利便性を図るために作業場が必要となりました。また、ハウス内での作業や作業場からの搬入、搬出のため駐車場を設置する計画となっています。この農地についてはですね、農業公社の売買事業を通じて購入されたもので農業用施設の建設については200m²までであれば転用でないのでかまわないということで確認をとっております。

3番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町太郎丸字堂ノ前1166番、地目は田、面積は2,774m²の内103.145m²、用途区分は農業農施設用地、隣接地所有者の同意は得られています。

資料35をご覧ください。申請者は、経営規模拡大のため、ハウスを新設したため、農機具、生産資材等の保管、収穫、出荷作業を行うための倉庫が必要となつたものです。また、散水するための水を確保するための簡易な水槽を設置する計画です。

4番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町谷相字カウカ1612-1、地目は田、面積333m²の内、146.7m²、用途区分は農業用施設用地、隣地所有者の同意は得ています。

資料36をご覧ください。申請者は、周辺の農地を転用予定者が柚子栽培を行うために貸しています。転用予定者は、現在、物部町に貯蔵庫を設置しているが、平成30年7月の豪雨で崩壊の危険性があるため、この貯蔵庫を申請地に移設し、申請地周辺での柚子の保管場所の確保、運搬や出荷の効率化を図りたいと計画しています。

次に、除外について説明します。

1番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町字秋月丸570-4、地目は田、外2筆、合計面積2,949m²、除外後の用途は、駐車場、隣接所有者の同意はあり、市街化調整区域となります。

資料37をご覧ください。転用者が経営する職員数は129名、加えて利用者送迎用公用車21台を所有しております、計150台の駐車場を必要としています。現在有する駐車場は、通路部分も含めて105台、その他15台分は近隣の民有地を借りています。そのほか、利用者及びその家族等が利用するため、慢性的に駐車場が不足している状況です。

また、転用者が経営する施設は、香美市から「福祉避難所」として指定されており、巨大地震等災害発生時には、相当数の駐車スペースが必要と考えられるため、計画したものです。

申請地は、除外後は 10ha 以上の広がりがあり 1 種農地となり、転用の許可基準は、例外規定である既存の施設の拡張（転用面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないもの）に該当すると判断しています。

2 番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町吉野字東ノ町 234-1、地目は宅地、面積は 125.55 m²、除外後の用途は宅地です。

資料 38 をご覧ください。申請地は、既に非農地証明により地目が宅地になっています。農用地であることから除外の申請となつたものです。

3 番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町小川字ドラノ本 180、地目は田、面積は 1,119 m² の内 484 m²、除外後の用途は、一般住宅、隣接所有者の同意は得ています。

資料 39 をご覧ください。転用予定者は、申請者の子です。現在、市営住宅に居住しており、子供の成長に伴い手狭になってきたことにより、申請地への建築を希望しています。除外後は第 1 種、2 種、3 種農地にも該当しないことから 2 種農地（その他）と判断しています。

4 番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町美良布ヲモ谷口 1547、地目は田、面積は 661 m² の内 500 m²、除外後の用途は一般住宅、隣接所有者の同意は得ています。

資料 40 をご覧ください。転用予定者は、申請者の子になります。現在、[REDACTED] に住んでおり、津波浸水区域であることもあり、実家に隣接する申請地に建築を希望しています。除外後は、10ha 以上の広がりがあるため 1 種農地となり、転用の許可基準は、例外規定である、住宅で 60m 以内に 2 戸以上の集落接続があることに該当すると判断しています。

5 番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町美良布字西松林 706-1、地目は畠、面積は 392 m² の内 33 m²、除外後の用途は墓地、隣接所有者の同意は得ています。

資料 41 をご覧ください。申請者は、高齢化する親族のことを考え、自宅から歩いていける場所への設置を希望しています。除外後は、香美市役所香北支所から 500m 以内の場所にあり、2 種農地と判断しています。

6 番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町下野尻字シヤカドラ 251-5、面積は 406 m²、除外後の用途は、駐車場、隣接所有者の同意は一部得られてないところがあります。

資料は 42 です。申請予定者は、[REDACTED] で市営住宅下野尻団地の駐車場を計画しています。現在、下野尻団地は 24 戸あり、駐車場は 36 台ですが、若い居住者も多く、共働きの家庭が多い特徴があり、1 戸に 2 台の駐車場の確保に向け整備するものです。航空写真をご覧ください。同意の得られていない農地は、申請地の北側、農道の北側になります。同意が得られない理由としては、申請者とこの農地の方は以前から折り合いが悪い様で、市の管財課が説明に行きましたが、同意の判断は得られなかったとのことです。このため被害防除計画が資料 42-3 の通り添付がされております。考えられる農地へ影響として、排水の整備について記載がされています。排水に関する同意書は、地元の田役総代から同意というか許可が得られています。

除外後は 10ha 以上の広がりがあり 1 種農地となり、転用の許可基準は、例外規定である既存の施設の拡張（転用面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないもの）に該当すると判断しています。

7 番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町岩改字夫婦木 2442、地目は田、外 1 筆、合計面積 1,070 m²、除外後の用途は、太陽光発電施設、隣接所有者の同意は得ております。

資料 43 をご覧ください。申請者は、高齢で後継者も無く、転用予定者に所有

権移転する計画で、太陽光発電設備を設置する予定です。除外後は第1種、2種、3種農地にも該当しないことから2種農地（その他）と判断しています。

8番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は、[REDACTED]
[REDACTED]、

申請地は、香北町岩改字大坪2466、地目は田、面積は298m²の内12m²、除外後の用途は、携帯電話基地局、隣接所有者の同意得ています。

資料は44です。この案件は転用許可不要の案件となっておりまして、写真のとおり既に基地局は設置されています。

9番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町日ノ御子字石川屋敷147-2、地目は畠、外3筆、合計面積634.87m²、除外後の用途は、宅地、隣接所有者の同意は得ております。

資料は45です。申請者は、先代が昭和46年から平成7年の間、住宅、風呂、物置、作業所として利用していたものを、相続し現在に至っています。住宅地図をみてください。147-9と147-2が点線で分筆される予定です。測量図は提出をして頂いております。資料45-4に宅地の部分と倉庫、作業場の部分、道の部分についての申請であり、分筆が済み次第非農地証明の申請予定になっている案件です。

10番、申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者、[REDACTED]
[REDACTED]、申請地は、香北町五百蔵字久保田119-1、地目は、田、外1筆、合計面積1,140m²、除外後の用途は、太陽光発電設備、隣接所有者の同意は得ております。

資料は46です。申請者は、申請地で水稻を栽培してきたが、高齢化のため耕作地を縮小させたいと思っており、買い手、借り手を探していたが見つからず、転用予定者に所有権移転することに至り、太陽光発電設備を計画しています。除外後は第1種、2種、3種農地にも該当しないことから2種農地（その他）と判断しております。以上です。

議長 以上説明が終わりましたけれども、すいません、23ページ1番の[REDACTED]さんから[REDACTED]が買われる[REDACTED]さんの案件ですが、私この[REDACTED]をしております。そういう関係でですね、この件につきましては私退席をさせていただいて、森安さんに議長をお願いをしてですね、この案件のみちょっと処理をしていただきたいと思いますのでお願いをします。

——原会長退席——

議長 それでは、会長が関係されるということで私の方が23ページの整理番号1、これについて協議のご案内をしたいと思いますが、この件についてご質問はございませんか。特に何かございませんか。ないようでしたら採決をしたいと思いますがご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 異議なしと認めまして皆様方の採決したいと思います。よろしくおねがいします。举手をお願いします。

——全員举手——

議長 はい、全員賛成ということでこの件につきましては承認をいたしました。

——原会長着席——

議長 すいません、どうもありがとうございました。それではその他というか全ての

件につきまして、議案第7号香美市農業振興地域整備計画の変更についてを議題としてですね、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが何かございませんか。格段ありませんかね。すいません、格段ないようですが、事務局の方にちょっとお聞きをしたいですが、この太陽光の案件2つ出てますよね。1件は大阪の人がせられるということですよね、24ページの8番については、え、7番か。7番についてはですね、[REDACTED]の方がせられるということになるわけですよね。

事務局

そうです。

議長

そういう場合に、例えば連絡先、色々なことがあったりして。それから年間通じて地元の人ですとやっぱり2回3回草刈をして欲しい、というふうな今までに要望が出てきておったと思いますが、そういうことについて文書的にですね、こちらから提示をして、草刈をすることとか、それから何か緊急な事態になった時に、県内、せめて高知市から東の方にですね連絡先の、そういう場所を指定をしておくとかいうふうなことが必要になると思いますけども、そういうことは向こうから何にもしておりますか。

事務局

今回は除外の段階でして、申請者は[REDACTED]さんということで、予定者が[REDACTED]さんということで除外された後ですね転用については審議をしていくことになると思うのでそこではそういった連絡先とか必要なことについては、はい、確認するようにしていきたいと思います。

議長

そういうことを付してですね、設置をするんであれば委員会の方から指摘を受けちゅうと、ですからそういうことをきちっと明記をしてですね、文書化したものをいただいて許可をするようにしたいということになろうかと思いますので、ひとつその点はこれから先太陽光についてはですね、十分に注意をして頂きたいというふうに思います。皆さん方から他に何かご質問はありませんか。はい、どうぞ。

委員（10番）

すいません、非農地証明願いのですね、5番の審議が済んでないよう思います。

議長

補足説明がなかったということか。ああごめんごめん。宗石さんえらい遅うなって申し訳ないです。すみません。ちょっと抜かっておりました。すみません。お願いします。

委員（10番）

説明させていただきます。ここは香北と物部の境の土地でして永瀬ダムのすぐ下の土地です。50年ほど前から30年間自動車の教習所をやっておりましてそれからそのままになっているそうです。ここは見に行ったところ道が無くて、対岸の県道の方から見まして、ああこりやもうだめだなあ、ということでいいっております。以上です。

議長

すいません、そういう説明で良かったですかね。すいません、本当に。すいません、議案第7号につきましてですね、説明終わってですね、まだ採決をようしてないと思うんですが、したかね。終わった。採決終わっちゅうらしいですでの、皆さん方にご賛同、全員賛成ということで、ご賛同いただいたと思います。尚、すいませんが私事でですね退席をさせていただきましたが、[REDACTED]さんところも色々今までに過去に色々、農業委員会の中と地元の人と色々こう問題があつた場所ではあります。今度の場合には農業委員会には何の、地元からのですね、苦情というのは出てきておりませんが、これも香美市で採決いただきましたので、今度県のほうにですね書類を送って県の方でも審議をせないかんがです

が、駐車場がちょっと広すぎやせんろうかというような思いもありますけれども、さきほどいわれたように従業員と、それから職員と従業員、それから結構人数がおりまして、現在でも周辺の空き地を借りて駐車場に利用したりしております。たまたま、北側の地主さんが、■さんという人はお父さんが亡くなつて■さんが相続をしちゅう物件ですがそこを売ってもいいですよというふうなお話をあってですね、■さんが今度買うようになったわけですが、当面は駐車場ですし、それから排水はですね、西側に道路の下に都市排水の排水が流れておりまして、その都市排水に全部お水は流す、と。水田に使ったりする用水路に流す水ではありません。そういう関係もあってですね、田役組合の方の代表にもにもお願いしましたけれども、田役とは直接関係ないので田役からは了解を得ておりませんが、香美市からは了解を得ております。そういうこともありますこれから先もですね十分に私自身も会長しながら、そこで役員ということになりますので、十分に検討しながらですね、何か問題があれば解決していかないかんというふうに思ってますし、皆様方のご理解をいただきまして、あの土地に、ま、敷地面積の半分以下というようなことで許可が出る案件ですが、駐車場を設置するということになります。そういうことでご理解いただきましてありがとうございました。補足とお願いをして説明をしておきます。

それでは以上でですね今日の委員会の審議を終わらせて頂いて、後、推進委員さん、後の分、最適化推進意見の交換会につきまして若干休憩をとつてですね、4分ですので、10分まで休憩をとつて後、審議をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会（15時01分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原

15

一



署

名 人

三石一高重



署

名 人

三木克司

